

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月24日
【会社名】	東急株式会社
【英訳名】	TOKYU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 堀江 正博
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
【電話番号】	(03)3477-6181
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 財務グループ 統括部長 丸井 清二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
【電話番号】	(03)3477-6181
【事務連絡者氏名】	財務戦略室 財務グループ 統括部長 丸井 清二
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年 3 月 2 日
【発行登録書の効力発生日】	2026年 3 月10日
【発行登録書の有効期限】	2028年 3 月 9 日
【発行登録番号】	8 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	297,000百万円 (297,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は 2026年 8 月24日(提出日)である。
【提出理由】	2026年 3 月 2 日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第 1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

＜東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)及び東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報＞

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)百万円を社債総額とする東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)及び東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下個別にまたは総称して「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定です。

＜東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)＞

券面総額又は振替社債の総額：未定(注)

各社債の金額：金 1 億円

発行価格：額面100円につき金100円

(注) 券面総額又は振替社債の総額については、利率の決定日に決定する予定であります。

＜東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)＞

券面総額又は振替社債の総額：未定(注)

各社債の金額：金 1 億円

発行価格：額面100円につき金100円

(注) 券面総額又は振替社債の総額については、利率の決定日に決定する予定であります。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

＜東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報＞

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(注) 各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

< 東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報 >
社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) 各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

(訂正後)

< 東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)及び東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報 >

(1) 【新規発行による手取金の額】

本社債の払込金額の総額(未定)百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

なお、本社債の発行による手取金は、全額を「クリーンな輸送(新型車両の導入等)」及び「気候変動対応(鉄道事業に関する自然災害対策)」に要した新規支出または既存支出のリファイナンスに充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)及び東急株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報 >

サステナビリティファイナンスとしての適格性について

当社は、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2025」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2025」(注2)、「サステナビリティボンドガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」(注3)、「グリーンボンドガイドライン2024年版」(注4)、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」(注5)、「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2025」(注6)、「ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2025」(注7)及び「グリーンローンガイドライン2024年版」(注8)に則したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定し、それらへの適合性について、株式会社日本格付研究所(JCR)より「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」(注9)の最上位評価である「SU1(F)」の評価を取得しております。サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき、本社債を含むサステナビリティファイナンスによる資金の調達を行います。

- (注) 1. グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2025とは、国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。
2. ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2025とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。
3. サステナビリティボンドガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンドガイドライン」といいます。
4. グリーンボンドガイドライン2024年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。
5. ソーシャルボンドガイドライン2021年版とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいいます。
6. グリーンローン原則(Green Loan Principles)2025とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション・トレーディング協会(LSTA)(以下「LMA等」という。)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。
7. ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2025とは、LMA等により策定された社会的分野に用途を限定する融資のガイドラインをいいます。
8. グリーンローンガイドライン2024年版とは、グリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインをいいます。
9. JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価とは、サステナビリティファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するサステナビリティプロジェクトに充当される程度並びに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。なお、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券または借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。

サステナビリティファイナンス・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンドガイドライン等が定める4つの要件(調達資金の用途、事業の評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング)に適合するサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定しました。その概要は以下のとおりです。

1. 調達資金の用途

当社により実行されるサステナビリティファイナンスの調達総額と同額が新規ファイナンスまたはリファイナンスとして、新規または既存の適格プロジェクトへ充当されます。なお、既存プロジェクトへの充当の場合は、グリーンビルディングに充当される場合を除き、サステナビリティファイナンスの実行から過去2年以内に開始または環境性能が確認されたプロジェクトとします。

適格プロジェクト

適格プロジェクトを以下の2つのカテゴリーに特定しています。これらの事業は、当社及び連結子会社のコアかつ戦略的な事業であり、環境及び社会的責任の観点で価値を提供するものと考えます。

・鉄道事業

事業カテゴリー、 GBP/SBPカテゴリー	適格クライテリア	適格プロジェクト	期待される効果
クリーンな輸送 GBP：クリーン輸送	電気を動力とする車両の新造・改造・更新	・輸送定員増及び旧型車両と比較し約50%の使用電力の削減を実現した新型車両の導入 ・車両リニューアル	・省エネとGHG排出削減
	鉄道事業の維持・改修・更新	・以下に掲げる事項に関する維持・改修・更新 ・駅施設、土木施設、線路、電気設備 ・ホームドア、センサー付固定式ホーム柵、転落検知支援システム ・踏切障害物検知装置	・公共交通機関としての利便性と質の向上による低炭素輸送機関へのモデルシフト ・省エネとGHG排出削減
気候変動対応 GBP：気候適応	気候変動により多発する傾向にある大雨・土砂災害等に備えた鉄道事業に関する自然災害対策	・鉄道施設及び沿線の法面補強による土砂災害対策 ・地下区間の浸水対策	・集中豪雨被害の防止・抑制 ・沿線住民や東急線利用者等の自然災害時の安全性確保
安全・安心のための鉄道関連インフラ SBP：手頃な価格の基本的インフラ(輸送機関)	全ての利用者に安全・安心を提供するために必要な鉄道関連インフラの整備・維持・改修・更新 対象となる人々： 視聴覚障がい者、身体障がい者や外国人を含む全ての鉄道サービス利用者	・以下に掲げる事項に関する整備・維持・改修・更新 ・駅施設及び車両のバリアフリー設備、多機能トイレ ・車内の多言語化による案内や子育て世代や高齢者に対応した情報サービス	・全ての人が手頃な価格で利用できる安全な移動手段の提供 ・乗客への安心の提供

・まちづくり事業

事業カテゴリー、 GBPカテゴリー	適格クライテリア	適格プロジェクト	期待される効果
グリーンビルディング GBP：グリーンビルディング	サステナビリティファイナンス実行時点において有効な、以下のいずれかの建物認証を取得もしくは更新済み、または今後認証取得もしくは更新予定の建物の、建設または取得 ・ LEED-ND、LEED-BD+C(v4以降)またはLEED-O+M認証におけるGold以上 ・ CASBEE建築(新築、既存、改修)またはCASBEE不動産におけるAランク以上 ・ BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)(2016年度基準)における4つ星以上 ・ BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)(2024年度基準以降)における 非住宅：レベル4以上 再エネ設備がない住宅：レベル3以上 再エネ設備がある住宅：レベル3以上 ・ ZEBにおけるOriented以上 ・ DBJ Green Building認証における4つ星以上 ・ 東京都建築物環境計画書制度(2020年度基準以降)における評価段階2以上	・ 左記基準を満たす建物の建設・取得	・ 建物から排出するGHGの削減 ・ 省エネ化
気候変動対応 GBP：気候適応	気候変動により多発する傾向にある大雨等に備えたまちづくり事業に関する自然災害対策	・ 以下に掲げる事項に関する建設・維持・改修・更新 ・ 雨水調整池 ・ 雨水貯留槽 ・ 防災水槽	・ 都市型豪雨被害の防止・抑制 ・ 沿線住民や施設利用者等の自然災害時の安全性確保

2．事業の評価と選定のプロセス

サステナビリティファイナンスの調達資金が充当される事業は、当社財務戦略室が上記「1．調達資金の用途」にて定める適格クライテリアへの適合状況に基づいて、対象候補を特定します。特定された対象候補事業について、当社のサステナブル経営方針への整合性の観点から当社の財務担当取締役が最終承認を行います。その結果については、社長執行役員を議長とするサステナビリティ推進会議にて報告されます。

なお、全ての適格プロジェクトについて、環境・社会的リスク低減のために以下の項目へ対応していることを確認します。

- ・事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・サステナブルなサプライチェーン方針に沿った資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理、人権への配慮の実施

3．調達資金の管理

サステナビリティファイナンスにより調達した資金について、当社財務戦略室が適格プロジェクトへの充当及び管理を行います。財務戦略室は、サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき実行されたサステナビリティファイナンスの調達額と同額が適格プロジェクトのいずれかに充当されるよう四半期ごとに内部会計システムを用いて、追跡、管理します。なお、内部会計システムでは、各適格プロジェクトレベルにて充当状況を把握し管理します。

サステナビリティファイナンスによる調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間、または十分な適格プロジェクトがない場合の未充当資金については、現金または現金同等物にて運用し、サステナビリティファイナンス実行から3年程度の間に充当を完了する予定です。

4．レポーティング

当社は適格プロジェクトへの充当状況並びに環境への効果及び社会的インパクトを、年次で当社ウェブサイトにて報告します。